

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」
(バリアフリー新法) に関連する取組について

令和2年6月11日にバリアフリー新法第9条の5及び6に基づき、シーサイドラインにおける令和元年度「移動等円滑化取組報告書」(別紙)により、国土交通大臣に報告しましたので公表します。

※平成30年5月にバリアフリー法が改正され、公共交通事業者等は、[1]バリアフリーに関するハード・ソフト取組計画の作成・公表 [2]取組状況等の報告・公表を行う制度が創設されました。

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000181.html

移動等円滑化取組報告書（軌道停留場）

（令和元年度）

住 所 神奈川県横浜市金沢区幸浦二丁目1番地1

事業者名 株式会社横浜シーサイドライン
 代表者名 代表取締役社長 三上 章彦

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 軌道停留場を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる軌道停留場	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
なし	なし	なし

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗降補助サービスの提供 人員配置の工夫 高齢者や障害者の接遇に関する有資格者の配置	<ul style="list-style-type: none"> ・無人駅において事前に連絡または駅インターホンにて乗降補助の申し出については近隣の有人駅の係員が迅速に対応します。 ・市大医学部駅は、病院隣接駅のため旅客支援対象者が多いことから平日の10時～18時の間係員を配置し、旅客支援を行えるような体制を継続します。 ・駅係員の9割程度が高齢者や障害者等の接遇に関する資格（サービス介助士）を有する係員を配置していますが、今後も継続的に社員の資格取得に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画通り実施済み ・計画通り実施済み ・9割程度の資格を有する係員の配置は計画通り実施済み。資格取得については、新型コロナウイルスの影響で未実施

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗降サービスの提供 乗車方法の案内	<ul style="list-style-type: none"> ・乗降補助サービスにあたり、事前連絡用の案内をホームページに掲出し周知を継続します。 ・運賃や乗車方法について、ホームページに掲出し、継続的に周知を図っていきます。 ・ホームページ上での各情報を利用者が分かりやすく閲覧できるように継続的に改善を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画通り実施済み ・計画通り実施済み ・ホームページの修正について検討し、作業を着手しました。

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗降補助サービスの提供	乗降補助サービスを行う係員へ、その対応方法の教育を継続的に実施します。	・計画通り実施済み
高齢者や障害者の接遇に関する有資格者係員の配置	高齢者や障害者等の接遇に関する資格（サービス介助士）を当社が全額負担して積極的な資格取得の環境を継続します。	・計画通り実施済み

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」並びに関連する省令および告示について全管理職の理解を深めるために、2月6日に公共交通事業者向けハード・ソフト取組計画策定マニュアルに基づき研修を実施しました。

(3) その他

特になし

住 所 神奈川県横浜市金沢区幸浦二丁目1番地1
 事 業 者 名 株式会社横浜シーサイドライン
 代 表 者 名 代表取締役社長 三上 章彦

II 軌道停留場の移動等円滑化の達成状況(軌道停留場ごとに記入)

(令和2年3月31日現在)

鉄道事業者名	共用駅	軌道停留場の名称	路線名	所在都道府県市町村	一日当たりの利用者数	有人停留場、無人停留場の別	公共交通等円滑化令の有無	段差への対応	乗降場の数	段差が解消されている乗降場の数	エレベーターの設置数	エスカレーター設置数	その他設置	傾斜路の設置数	視覚誘導ブロックの有無	案内設備の有無	備用対応の有無	香煙対応の有無	障害者対応の有無	障害者対応の有無	車いす利用者の乗降可能な乗降場の数	転落防止のための設備の有無
		新杉田	金沢シーサイドライン	神奈川県横浜市磯子区	33,368 人	○	○	○	1	1	1 (1) 基	1 基	基	箇所	○	○	○	○	○	○	1	○
		南都市場	金沢シーサイドライン	神奈川県横浜市金沢区	3,044 人	○	○	○	1	1	1 (1) 基	1 基	基	箇所	○	○	-	○	○	○	1	○
		鳥浜	金沢シーサイドライン	神奈川県横浜市金沢区	6,810 人	○	○	○	1	1	1 (1) 基	1 基	基	1 箇所	○	○	○	○	○	○	1	○
		並木北	金沢シーサイドライン	神奈川県横浜市金沢区	3,582 人	○	○	○	1	1	1 (1) 基	1 基	基	箇所	○	○	-	○	○	○	1	○
		並木中央	金沢シーサイドライン	神奈川県横浜市金沢区	5,265 人	○	○	○	2	2	2 (2) 基	2 基	基	箇所	○	○	○	○	○	○	2	○
		壺浦	金沢シーサイドライン	神奈川県横浜市金沢区	5,617 人	○	○	○	1	1	1 (1) 基	1 基	基	箇所	○	○	-	○	○	○	1	○
		産業振興センター	金沢シーサイドライン	神奈川県横浜市金沢区	4,621 人	○	○	○	1	1	1 (1) 基	1 基	基	箇所	○	○	-	○	○	○	1	○
		福浦	金沢シーサイドライン	神奈川県横浜市金沢区	4,154 人	○	○	○	1	1	1 (1) 基	1 基	基	箇所	○	○	-	○	○	○	1	○
		市大医学部	金沢シーサイドライン	神奈川県横浜市金沢区	11,397 人	○	○	○	1	1	1 (1) 基	1 基	基	箇所	○	○	-	○	○	○	1	○
		八景島	金沢シーサイドライン	神奈川県横浜市金沢区	4,770 人	○	○	○	1	1	1 (1) 基	1 基	基	箇所	○	○	○	○	○	○	1	○
		海の公園 柴口	金沢シーサイドライン	神奈川県横浜市金沢区	2,091 人	○	○	○	1	1	1 (1) 基	1 基	基	箇所	○	○	-	○	○	○	1	○
		海の公園 南口	金沢シーサイドライン	神奈川県横浜市金沢区	1,618 人	○	○	○	1	1	1 (1) 基	1 基	基	箇所	○	○	-	○	○	○	1	○
		野島公園	金沢シーサイドライン	神奈川県横浜市金沢区	2,882 人	○	○	○	1	1	1 (1) 基	1 基	基	箇所	○	○	-	○	○	○	1	○
		金沢八景	金沢シーサイドライン	神奈川県横浜市金沢区	16,044 人	○	○	○	1	1	1 (1) 基	2 (2) 基	基	箇所	○	○	○	○	○	○	1	○
		(合計)				11 ***	14 ***	14 ***	15	15	14 14 (15) ***	14 1 (2) ***	0 ***	1 1 (1) 箇所	14 ***	14 ***	5 ***	14 ***	14 ***	14 ***	14 ***	14 ***

移動等円滑化取組報告書（軌道停留場）

（令和元年度）

住 所 神奈川県横浜市金沢区幸浦二丁目1番地1

事業者名 株式会社横浜シーサイドライン
代表者名 代表取締役社長 三上 章彦

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の軌道停留場を設置又は管理している。	○
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の軌道停留場を設置又は管理していて、かつ以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

移動等円滑化取組報告書（軌道車両）

（令和元年度）

住 所 神奈川県横浜市金沢区幸浦二丁目1番地1

事業者名 株式会社横浜シーサイドライン
代表者名 代表取締役社長 三上 章彦

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 軌道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる軌道車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
なし	なし	なし

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗降補助サービスの提供 人員配置の工夫 高齢者や障害者の接遇に関する有資格者の配置	<ul style="list-style-type: none"> ・無人駅において事前に連絡または駅インターホンにて乗降補助の申し出については近隣の有人駅の係員が迅速に対応します。 ・市大医学部駅は、病院隣接駅のため旅客支援対象者が多いことから平日の10時～18時の間係員を配置し、旅客支援を行えるような体制を継続します。 ・駅係員の9割程度が高齢者や障害者等の接遇に関する資格（サービス介助士）を有する係員を配置していますが、今後も継続的に社員の資格取得に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画通り実施済み ・計画通り実施済み ・9割程度の資格を有する係員の配置は計画通り実施済み。資格取得については、新型コロナウイルスの影響で未実施

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗降サービスの提供 乗車方法の案内	<ul style="list-style-type: none"> ・乗降補助サービスにあたり、事前連絡用の案内をホームページに掲出し周知を継続します。 ・運賃や乗車方法について、ホームページに掲出し、継続的に周知を図っていきます。 ・ホームページ上での各情報を利用者が分かりやすく閲覧できるように継続的に改善を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画通り実施済み ・計画通り実施済み ・ホームページの修正について検討し、作業を着手しました。

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗降補助サービスの提供	乗降補助サービスを行う係員へ、その対応方法の教育を継続的に実施します。	・計画通り実施済み
高齢者や障害者の接遇に関する有資格者係員の配置	高齢者や障害者等の接遇に関する資格（サービス介助士）を当社が全額負担して積極的な資格取得の環境を継続します。	・計画通り実施済み

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」並びに関連する省令および告示について全管理職の理解を深めるために、2月6日に公共交通事業者向けハード・ソフト取組計画策定マニュアルに基づき研修を実施しました。

(3) その他

特になし

II. 軌道車両の移動等円滑化の達成状況

(令和2年3月31日現在)

鉄道の種類	事業の用に供している編成数 (両)	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数 (両)	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車いす対応型便所のある編成数	案内装置のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
案内軌条式鉄道	18 90 編成 (両)	18 90 編成 (両)	18 編成	0 編成	0 編成	18 編成	18 編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
(合計)	18 90 編成 (両)	18 90 編成 (両)	18 編成	0 編成	0 編成	18 編成	18 編成

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	